

砥部町災害対策本部運営要領

令和 6 年 6 月 1 日
砥部町告示第 180 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町災害対策本部条例（平成 17 年砥部町条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、砥部町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び事務分掌)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

- 2 本部の事務局は、総務課危機管理室に置く。
- 3 本部の組織及び事務分掌は、別表第 1 のとおりとする。
- 4 各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ代表者、担当者等を指名するとともに、必要簿冊を整える等、体制を整備しておかなければならない。
- 5 本部には、原則として本部連絡員を置く。
- 6 本部連絡員は、各班長がそれぞれの所管班員のうちから指名する者をもって充てる。
- 7 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、本部に報告するとともに、本部からの報告事項を各班長に伝達する。
- 8 災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別な定めのある場合を除くほか、別表第 2 に定める腕章を着用するものとする。

(本部の設置又は解散)

第 3 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本部を設置する。

- (1) 町内に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報（波浪及び高潮警報を除く。）が発令された場合
 - (2) 町内で震度 5 弱以上の地震を観測した場合
 - (3) 重信川に水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防警報が発表された場合
 - (4) 町内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町内に災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあるため、全庁的な対応を行う必要があると町長が認めた場合
- 2 本部長は、前項の規定により本部を設置する場合は、庁舎 2 階大会議室に本部室を設置するものとする。ただし、庁舎が被災により使用できない場合は、文化会館又は本部長の指定する場所に設置するものとする。
 - 3 本部長は、本部室前に「砥部町災害対策本部」の標示をするものとする。

4 本部長は、災害の発生するおそれがなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるときに本部を解散する。

5 本部長は、本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその旨を別表第3により関係機関に通知及び公表するものとする。

(現地災害対策本部の設置)

第4条 本部長は、災害の現地において緊急かつ統一的な活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部は、条例第4条第1項に規定する者で組織する。

3 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、現地災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

(非常配備の体制等)

第5条 本部長は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ適正な人員による非常配備体制を整えるものとする。

2 非常配備に関する基準は、別表第4及び別表第5のとおりとする。

3 各班長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

(非常配備下の連絡体制)

第6条 非常配備下において、配備についていない班員は、所属する班の本部連絡員と常に連絡がとれる状態で待機しなければならない。

2 勤務時間外における待機場所は、原則として自宅又は町内の電話連絡が可能な場所とする。

(初期初動体制)

第7条 風水害等災害時において、本部長が必要と認めた場合は、初期初動体制をとることとし、本部長、事務局、総務班、消防班、建設班及び上下水道班の必要な人員をもってこれを組織する。

(第1配備下の体制)

第8条 第1配備下における体制は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、関係班長を必要に応じ招集して情報を聴取し、当該情報に対する措置を検討するものとする。

(2) 事務局長は、県及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係班と情報を共有しなければならない。

(3) 配備につく班員は、所属する班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(第2配備下の体制)

第9条 第2配備下における体制は、次のとおりとする。

(1) 各班長は、分掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化するものとする。

(2) 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

ア 災害状況を班員と情報共有し、必要な班員を配備する。

イ 装備、物資、器材、設備等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備す

る。

ウ 本部に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3配備下の体制)

第10条 第3配備下における体制は、全ての班員をもってあたるものとし、班長は、災害対応状況について、随時副本部長を通じ本部長に報告するとともに事務局長に連絡するものとする。

(非常配備の開始及び解除)

第11条 各班における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況等報告の取扱い)

第12条 事務局長は、被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、当該被害状況及び対応状況の情報を各班長及び関係機関から収集し、本部長に報告するとともに、速やかに県に報告しなければならない。

2 事務局長は、災害に関する情報を収受したときは、予想される災害及び措置について、速やかに住民及び関係団体に周知しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌

本部長 町長

副本部長 副町長、教育長

班	班長・副班長	班員	分掌事務
本部事務局	(事務局長) 危機管理室長 (副事務局長) 防災対策係長 ただし、危機管理室長が防災対策係長を兼ねる場合は、防災企画係長	危機管理室職員	1 本部の設置及び運営に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各班の総合調整に関すること。 4 県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。 5 災害応急対策の立案に関すること。 6 被害状況等災害資料の作成公表に関すること。 7 気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。 8 職員の動員及び非常招集に関すること。 9 各班の人員配置に関すること。 10 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。 11 避難の指示等に関すること。 12 防災行政無線の運用に関すること。 13 応急公用負担に関すること。 14 本部の代替機能の確保に関すること。 15 受援の総合調整に関すること。
総務班	(班 長) 総務課長 (副班長) 議会事務局長 会計課長 広田支所長	総務課職員 (危機管理室職員を除く。) 議会事務局職員 会計課職員 支所職員 ひろた交流センター職員	1 住民への災害情報の提供及び報道機関への情報提供に関すること。 2 被害状況の取りまとめに関すること。 3 り災証明書の発行に関すること。 4 職員の被災調査、安否の取りまとめに関すること。 5 職員の健康管理に関すること。 6 職員の給食体制の確立に関すること。 7 職員の公務災害保障に関すること。 8 応援職員の受入れについての調整に関すること。 9 災害時の会計事務に関すること。 10 義援金の出納及び保管に関すること。 11 支所管内の情報収集及び報告に関するこ

			と。 12 支所防災行政無線の運用に関すること。 13 支所職員の動員に関すること。 14 支所管内関係機関との連絡調整に関すること。 15 その他他班に属さない事項に関すること。
企画財政班	(班 長) 企画財政課長 (副班長) 商工観光課長 地域振興課長	企画財政課職員 商工観光課職員 地域振興課職員	1 避難者の搬送に関すること。 2 物資の要請及び受入れについての調整に関すること。 3 物資の仕分け及び配布に関すること。 4 災害予防、災害応急対策に必要な資機材の輸送に関すること。 5 その他輸送に関すること。 6 被害に伴う予算の編成に関すること。 7 義援金の配分に関すること。 8 商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 9 被災商工業関係者に対する融資に関すること。 10 避難所開設及び運営の協力に関すること。 11 被災状況の写真撮影等記録に関すること。
税務班	(班 長) 税務課長 (副班長) 町民課長	税務課職員 町民課職員	1 町税の減免、徴収猶予等に関すること。 2 避難所開設及び運営の協力に関すること。 3 住家の被害認定に関すること。 4 物資の仕分け及び配布の協力に関すること。 5 被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関すること。 6 ごみの収集及びし尿処理に関すること。 7 被災地域の災害廃棄物の処理に関すること。 8 廃棄物処理施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 9 死体の処理及び埋葬に関すること。
保険健康班	(班 長) 保険健康課長 (副班長) 保険健康課長補佐	保険健康課職員	1 避難所、救護所の開設及び運営管理に関すること。 2 避難住民の救護に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 救護用医薬品の確保に関すること。 5 食品の衛生監視に関すること。
介護福祉班	(班 長) 介護福祉課長 (副班長)	介護福祉課職員	1 災害救助法の適用に関すること。 2 奉仕団体に対する奉仕協力要請に関すること。

	介護福祉課長 補佐		3 災害見舞金の支給に関すること。 4 避難行動要支援者に関すること。 5 応急仮設住宅の調整に関すること。 6 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 7 被災者生活再建支援に関すること。 8 ボランティア災害救助活動の総合調整に関すること。 9 社会福祉施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。
建設班	(班 長) 建設課長 (副班長) 農林課長	建設課職員 農林課職員	1 公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 公営住宅の災害防止、被害状況調査、応急復旧に関すること。 3 公園の保全及び応急復旧に関すること。 4 土木応急復旧資機材の確保に関すること。 5 道路及び交通の確保に関すること。 6 土木技術者の確保、従事者の確保に関すること。 7 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。 8 住宅の応急修理に関すること。 9 被災建築物応急危険度判定に関すること 10 住宅建築の融資に関すること。 11 障害物の除去に関すること。 12 農林業関係(施設を含む。)の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 13 家畜の防疫に関すること。 14 へい死鳥獣の処理に関すること。 15 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関すること。 16 被災農林業者に対する融資に関すること。 17 銚子ダム関係施設の監視に関すること。 18 避難所開設及び運営の協力に関すること。 19 救援物資の仕分け及び配布の協力に関すること。
上下水道班	(班 長) 上下水道課長 (副班長) 上下水道課長 補佐	上下水道課職員	1 下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 樋門の閉鎖及び樋門の水位観測に関すること。 3 飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。 4 水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 5 断水情報の提供に関すること。 6 水道の衛生維持に関すること。 7 避難所開設及び運営の協力に関すること。

教育委員会 事務局 班	(班 長) 学校教育課長 (副班長) 社会教育課長 子育て支援課長	学校教育課職員 社会教育課職員 (ひろた交流センター職員を除く。) 子育て支援課職員 幼稚園職員 保育所職員 こども園職員	1 教育施設、文化財、生涯学習施設、児童福祉施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。 3 応急教育及び応急保育に関すること。 4 被災児童生徒の救護及び支援に関すること。 5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 6 社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。 7 避難所開設及び運営の協力に関すること。 8 被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関すること。 9 救援物資の仕分け及び配布の協力に関すること。
消防班	(班 長) 伊予消防等事務組合砥部消防署長 (副班長) 消防団長	伊予消防等事務組合砥部消防署 消防団員	1 消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 応急公用負担に関すること。 3 緊急必要資材等の確保補給に関すること。 4 消防機関との連絡調整に関すること。 5 消防団員、消防職員の非常参集に関すること。 6 消防活動に関する指令伝達に関すること。 7 消防応援要請に関すること。 8 災害現場等の災害情報接受に関すること。 9 水火災予防及び消防広報に関すること。 10 被害の原因及び調査に関すること。 11 被災者の救助に関すること。 12 行方不明者の捜索に関すること。 13 死体の捜索及び収容に関すること。 14 避難者の誘導に関すること。 15 災害現場での活動に関すること。 16 警戒区域の設定に関すること。 17 災害通信に関すること。 18 被災地、避難所付近の交通整理に関すること。

備考

- 1 各班長は、その所属班員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。
- 2 各班共通事務
 - (1) 各班の所管事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること
 - (2) 本部との連絡に関すること
 - (3) 各班の応援に関すること
 - (4) 各班員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事すること

別表第 2 (第 2 条関係)

▼腕章

砥部町災害対策本部
本 部 長

(本部長用)

砥部町災害対策本部
副 本 部 長

(副本部長用)

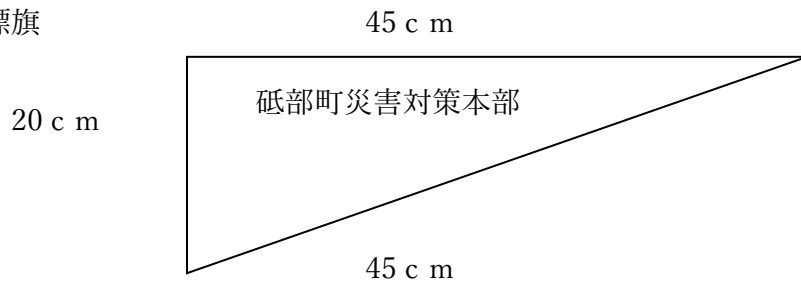
砥部町災害対策本部

(班長、班員用)

備考

- 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
- 2 文字の色彩は黒とし、地の色彩は白色とする。

▼標旗



備考

- 1 文字の色彩は黒とし、地の色彩は黄色とする。

別表第 3 (第 3 条関係)

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送、口頭、電話	本部事務局長
県	愛媛県災害情報システム、防災行政無線電話、電話、ほか迅速な方法	
報道機関	口頭、電話、文書	

なお、解散した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

別表第4(第5条関係)

風水害等災害時非常配備に関する基準

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	動 員 人 員
初期初動体制	○町域に気象予警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害警戒本部を設置し、情報通信活動、防災資機材の準備等を実施する体制	○本部事務局、総務班、消防班、建設班及び上下水道班のうち各班長が必要とする人員
第 1 配 備	○町域に気象警報が発表され、局地的な被害が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、初期初動体制を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えてできる体制	○班員の概ね3分の1で、各班長が必要とする人員
第 2 配 備	○町域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第3配備に切り替えてできる体制	○班員の概ね3分の2で、各班長が必要とする人員
第 3 配 備	○町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制	○班員全員

別表第4(第5条関係)

地震災害時非常配備に関する基準

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
警戒体制	○町内で震度3の地震が発生したとき ○町内で有感地震が発生直後、震度の公表がされなかったとき	○警戒体制を配備し、情報通信活動、防災資材、機材の準備等を実施できる体制	○本部事務局員と関係課等の職員で必要とする人員
第1配備	○町内で震度4以上の地震が発生し、災害に発展するおそれがある場合。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害警戒本部を設置し、応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制	○班員の概ね3分の1で、各班長が必要とする人員
第2配備	○町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第3配備に切り替えできる体制	○班員の概ね3分の2で、各班長が必要とする人員
第3配備	○町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制	○班員全員